

神功皇后伝承の近代における受容と変容の諸相

——絵葉書・引札というメディアを中心に——

及川智早

西暦一八六八年の明治維新により江戸から明治に時代は変わり、我国において、いわゆる「近代」がはじまつたとされる。

しかし、思想面・精神面・教育面に関しては、我国は、かえつて「古代」に立ち返ることを余儀なくされたともいえる。

それは、武家階級から天皇家に支配権が移行したことにより、我国は天皇権の強化という方向に歩みだしたのであり、そこでは、天皇家の支配の正統性とその由来を確認する必要が生じていった。

よって、教育現場においては江戸期までには省みられることの多くはなかつた、八世紀に成立した天皇の由来を説く『古事記』・『日本書紀』中の神話部分や説話部分が多くとりあげられることとなり、その古代神話や説話群の内容はいわゆる「国民」に拡く普及していくこととなつた。

さらに、西洋近代社会において、宗教としてのキリスト教を背景として、その物語群が図像化・絵画化されているのを目の當た

りにしたとき、また、ギリシャ・ローマ神話をはじめとする豊かな神話伝説群を素養として持ち、それらが美術絵画の主題として多く採られている西洋文明に日本人が対峙したとき、日本人の根柢として、新たに見いだされたものが『古事記』・『日本書紀』に載録された神話や古代説話群であつた。

ゆえに、明治以降、大正、昭和戦前期において、神話・古代説話というものが、社会のいろいろな媒体（メディア）にじわじわと露出してくるのである。

このように、古代の神話や説話の文字テクストが社会に普及していくと同時に、そこではその図像化という試みがなされていくようになる。

我国の古代の神話・説話の人物の図像を描く場合、あたりまえのことだが、『古事記』・『日本書紀』は漢字という文字のみで記された書冊であり、当然画像は附されていない。図像作成者は、古代の資料を集めてそれを参考にして図像化を行つたり、持ち前の想像力で不明な部分を補つたりしなければならなかつたであろ

う。

本稿では、それら古代神話・説話の中でも、神功皇后伝承に焦点をあて、その受容の諸相をみてみようと思う。

* *

神功皇后は、周知のとおり、八世紀に成立したとされる「古事記」・「日本書紀」・「風土記」等に記載された仲哀天皇の皇后である。仲哀帝が、朝鮮半島の新羅を与えるという神の託宣を信じず、それによって崩した後、皇后自身が神の託宣どおりに朝鮮半島に攻め入り新羅を降伏させたという、朝鮮半島の征服者として説話化されている人物である。

神功皇后が、「古事記」・「日本書紀」に載録されて以来注目されたのは、平安末期以降、その子応神天皇が祭神として祀られる

ことになった中世の八幡信仰の隆盛によるものであり、ここでは、あくまで、御子神の母神としての受容が中心であったといえ

る⁽¹⁾。

また、中世期、天皇・貴族から武家に政権が移行したことにより、武士の好む、戦うものとしての神功皇后が武士に受容された

ということである。

そして中世において、神功皇后が特に強調されたのは、「元寇」によつてであった。「外つ国（元）」が襲撃してくるという未曾有の事件において、神功皇后は逆に外つ国を襲撃し征服したもののとして想起されたのであった。

そして、「八幡愚童訓」や「八幡宇佐宮御託宣集」などでは、半島のほうから攻めてきた鬼のような敵を皇后が討ち、民を守つ

たという文脈に変わっていく。：もちろん、元寇という大事件の影響であることは間違いないであろう」というように説話内容の変容も起こっている。

その後、豊臣秀吉の慶長文禄の役においても、「豊臣秀吉が朝鮮征伐に進発の時、此桂女は、山崎の辺へ罷出で、首途を祝し、神功皇后の御嘉例と称して、捧げ物をして、衣服金銀を頂戴した」と云ふ話もありとするように、神功皇后の新羅征服は海外出兵の嚆矢として常に意識され続けて近代に至るということである。ちなみに、この「桂女」というのは、京に鮓や桂飴を売りに来る女性達を指し、祖先は神功皇后の侍女であったという由来を有していたという⁽⁴⁾。

*

それでは、実際に、神功皇后伝承が近代においてどれくらい人口に膚炙していたのであるうか。

明治にほど近い慶應二（一八六六）年に歌川芳虎によつて作成された「流行しりとり子供もんく」という三枚続きの絵入りの刷り物がある。

そこには、「かあちゃん四文おくれ お暮れがすぎたらお正月お正月の宝舟 宝舟には七福神 神功皇后武内 内田は剣菱七ツ梅 梅松桜は菅原で…」と、子供用のしりとりが載せられている中に、「七福神（しちふくじん）」の「じん」に続けて「神功皇后武内（じんぐうこうこうたけのうち）」と「じん」のつく語彙として神功皇后と武内宿禰が選ばれている。幕末にはこういうしりとりが流行していたということだが、このような日常の子供の刷り物

にも登場するということは、神功皇后と武内宿禰のことはある程度知られていたと考えられる。

しかし、近代において神功皇后がクローズアップされることになる第一の要件は、明治初期の征韓論からつづいて一九一〇年の韓国併合に至る、朝鮮半島を自國の領土にしようという近代政策の流れであったといえる。

例えば、佐伯有義著「韓国併合の趣旨」（會通社 明治四十三年三月発行）には、「第一 緒論」に、「鶴林八道の地は、明治四十三年八月廿九日を以て、正に我が 天皇陛下の知食す國となつた。古昔 神功皇后の新羅國を御親征あらせられし時、彼の國王、皇后の御前に於て、東より出づる日西より出て、阿利那禮河の水逆に流れ、河の石昇りて星辰と為るまで朝貢を開くまじ、と誓約をしたが、今や韓國皇帝陛下には、日韓両国の幸福を増進し、東洋の平和を永久に確保せむには、韓國を日本帝國に併合するに如かず、と確信せられて」とあって、今回の韓国併合の流れは古代の神功皇后の新羅征服よりはじまつたものとの主張がなされている。

和銅五（七二二）年に成立した「古事記」において、神功皇后は、その出自を日本へ渡來した新羅國主の子天日矛が多遼摩國にとどまつて生まれたものの裔と述べられている。
つまり、神功皇后は新羅の王子天日矛の子孫である、という系譜による新羅征服の正当化がなされているのであるが、近代の韓國併合においては、古代において神功皇后が既に新羅（朝鮮半島）を征服、従属させていたという事績を語ることにより、韓国

の併合を正当化しようとするのである。
よつて、これからみしていく様々なメディアにおける神功皇后のすがたも、これらの時代背景に沿つて作りあげられていることが当然ながら予測されるのである。

* 絵葉書というメディアの中の神功皇后

我国の郵便制度は、英國の郵便制度に倣つて明治四（一八七一）年に導入された。英國では葉書の発行権は政府にあつたので、我国でも、その後の二十七年間その発行権は通信省の独占であつた。一方、私製葉書の発行が認められたヨーロッパでは、ドイツ、フランスなどの雑誌社が、一八九〇年代後期までに何百万という私製葉書を発行した。⁽⁸⁾

そして日本の絵葉書は、明治三十三（一九〇〇）年の郵便規則改正による私製葉書の解禁をもつて嚆矢とする。現在からは想像もつかないが、インターネットやテレビジョン普及以前の、画像情報のきわめて少ない状況において、絵葉書の図像・画像は極めて貴重な画像メディアとして受け入れられたらしい。
実際、「絵葉書世界」、「絵葉書趣味」などという専門雑誌までもが刊行されており、趣味としての絵葉書蒐集が一大ブームをまきおこしたという。

例えば、大正十年十二月八日文部省検定済とある中學校國語科用「校訂 新撰國語讀本」（文學博士佐々政一編 株式會社明治書院）には、「繪端書帖」という文章が載り、主人公が、「縁側にうづくまりゐて、くりひろげたるは我が繪端書帖なり。あるが中に、一

時かしましく持てはやされし戦役紀念端書も、一ひら一ひらはあれど、五彩の色鮮やかに、金銀の眩きものなどは、いといと稀にして、世の繪端書好きといふ人々の帖などに比ぶべき榮もなければ我にはとりどりに思ひ出おほく、棄て難き限を集めたるなり」と送られた絵葉書の数々眺めて思いに耽る場面が描かれている。

「かしましく持てはやされし戦役紀念端書」には「五彩の色鮮やかに、金銀の眩きもの」もあつたとされ、当時、現在とは比較にならないほどの豪華な装飾の施された絵葉書が作成されていたことは、現存する多くのものより確認できる⁽⁹⁾、「世の繪端書好きといふ人々」はそのような絵葉書を「絵葉書帖」コレクションしていることが述べられている。そして、それらの絵葉書帖を持ち寄つて、あちらこちらで絵葉書交換会という催しが開催されていたのである。

また、病を得た友人が静養先より月に一、三度絵葉書を送つてきたが、「例の好める繪端書など買ひととのへつ」見舞いに行こうとした矢先に亡くなつたことや、「父上は繪端書は好み給はず。餘りに人々のもてはやすを益なき事に思ひ給へり」などといふ文章からも、当時絵葉書蒐集が大いに流行していたことが窺える。

そして、絵葉書の普及の大きな要因になつたのが、明治三十七（一九〇四）年の日露戦争であつた。

石井研堂は、「明治事物起原」中の「私製絵葉書の始」において、「絵葉書のもつとも盛んに行はれたるは三十七、八年征露の

役、在外将卒慰問にこれを使用したるに起つて、好事者の間に絵葉書熱沸騰したりし」と述べている。また、向後惠里子氏は、「この流行を牽引し、一つの頂点を形成したのが、通信省の「日露戦役紀念絵葉書」であつた。その爆発的な人気がきっかけとなつて、絵葉書は流行し、次第に日常化したのである」とする。

絵葉書はその成立より、戦争と深い関連を有するメディアであつたといえるが、それはロシアと開戦するにあたつての国威発揚を狙つてのものであつたろう。

より直接的でわかりやすい効果を持つだらう視覚に訴えるメディアとして絵葉書は機能していったのだと考えられる。

その中に、韓国併合に関する条約を載せる官報（明治四十三年八月二十九日 月曜日 号外）を

○條約

朕極密顧問ノ諮詢ヲ経タル韓国併合ニ閣スル条約ヲ裁可シ茲に之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣總理大臣 侯爵 桂 太郎
外務大臣 伯爵 小村壽太郎

條約第四号

日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ハ両國間ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ頗リ相互通じ幸福ヲ増進シ東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セシコトヲ欲シ此ノ目的ヲ達セムガ為ニハ韓國ヲ日本帝國ニ併合スルニ如カザルコトヲ確信シ茲ニ両國間ニ併合条約ヲ締結

スルコトニ決シ之ガ為日本國皇帝陛下ハ統監子爵寺内正毅ヲ

韓國皇帝陛下ハ内閣總理大臣李完用ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ右全權委員ハ会同協議ノ上左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

韓國皇帝陛下ハ韓國全部ニ閱スル一切ノ統治權ヲ完全且ツ永久ニ日本國皇帝陛下ニ譲與ス

第二條

日本國皇帝陛下ハ前條ニ掲タル讓與ヲ受諾シ且全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトヲ受諾ス

(略)

第八條

本條約ハ日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ノ裁可ヲ経タルモノニシテ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右証拠トシテ両全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

明治四十三年八月二十二日

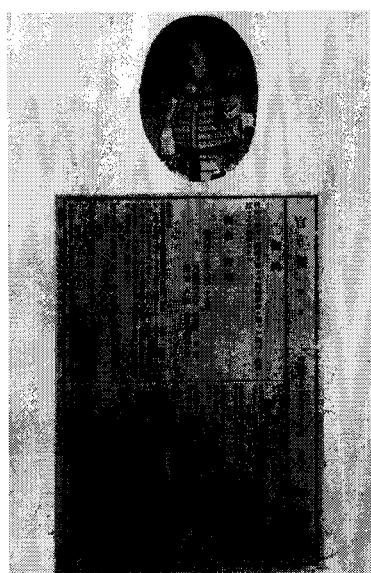
監 子爵 寺内正毅

隆熙四年八月二十二日

李完用

のようすに写真版で載せ、その上に、武装して腰に帯を巻き、髪を垂らして、背中には多くの矢を入れた鞍（ゆぎ）を背負い、弓を手にしている女性の図像を載せている絵葉書がみられる（図1）。この図には、なんの説明も附されていないが、これは神功皇后の肖像であろう。キヤブショーンも不要なほどに当時としてはこの人物が誰であるかは自明のことだったということだ。

図1



そして、わざわざ韓國併合に関する条約を載せる官報の上に神功皇后の図像が附されているのは、先述したように韓國併合が古代における朝鮮半島征服の繰り返し、再現であるというメッセージである。

ほかにも、明治四十三年十月一日に、「朝鮮總督府始政紀念」と題されて朝鮮總督府より発行された絵葉書には、木版で香椎宮が描かれているが、その右上に、白黒版の神功皇后の図像が丸く切り取られてはめこまれている。この図像に関してはキヨツソーンの作成した改造紙幣の肖像と髪形、首飾り等が酷似しているのであり、それを基として作成されたと推測される。



*紙幣にみられる神功皇后

明治政府は、所謂「お雇い外国人」としてイタリア人の銅版彫刻家エドアルド・キヨツソーネを明治八（一八七五）年招聘した。それは新政府が発行する紙幣を製造させるためであったが、そのキヨツソーネの作成した紙幣の肖像に神功皇后が描かれているものがある。

ひとつは、明治十一年に原版が完成し、明治十四年に発行された改造紙幣一圓券である（図2「キヨツソーネと近世日本画里帰り展」図録（毎日新聞社一九九〇年））。さらに、明治十四年に完成し、明治十五年に発行された改造紙幣五圓券、明治十五年に完成し、明治十六年に発行された改造紙幣拾圓券がある。

いずれも、上半身が描かれ、首に三重の首飾りがかけられている。目はきびしく前方をみつめており、「口」は一文字に結ばれている。皇后の髪は後ろに束ねられ、髪を両耳のところで左右に結った男子の髪形である「ミヅラ」ではないことが注目される。

これについては、植村駿（キヨツソーネと紙幣、切手、印刷等）が、「彼の彫刻したものと有名な作品は、明治十一年十月に原版が完成した改造紙幣一圓券（明治十四年発行）である。この紙幣の肖像は「神功皇后」であり、日本で唯一の女性の肖像が描かれたもので、一般に「神功皇后札」と呼ばれている。古代の人である神功皇后には当然のことだが写真のような肖像画はなく、日本書紀には「幼にして聰明叡智、容貌壯麗」とだけ記述されており、キヨツソーネはこの紙幣のデザインにあたって多くの

文献や浮世絵などの絵画を収集して考証し、さらに印刷局の美人の女子職員をモデルに使って苦心して肖像を描いたといわれている。今日この彫刻された神功皇后の肖像を見ると、顔の部分は細い点線によって精緻で柔らかく、しかも高貴な人物の雰囲気を出すよう威厳と品格のある肖像と衣装で表現しており、また地紋模様にはエルヘート凸版による微小文字が無数にちりばめられており、當時としては世界的にも一流の技術水準の紙幣であった^[12]としている。

紙幣のモデルに神功皇后が採用されたのは、明治初期よりの欲望である征韓論の延長線上にあるといえる。

*引札の中の神功皇后

引札というのは、近代に入つて宣伝のために正月などに商店が配布した紙製の絵入りチラシである。ここには、エビスや大黒、朝日、鶴、亀等、だいたいにおいて縁起の良い図像が描かれ、そこに商品名や宣伝主体の商店名と所在地等が示される。

引札の研究は現在殆ど進んでいないが、熊倉一紗氏は、正月用引札の制作が、明治三十年代後半にピークを迎えて、その後、明治後期に盛んであったこと、制作は主に大阪の印刷会社が行い原画を上方浮世絵師やその流れをくむ絵師・画家達に依頼していたこと、印刷技法としては、機械刷り木版であったこと、顧客に配布された後の正月引札は、家の壁などに貼り、インテリアのようにして受容されていたことをあきらかにしているが、ここにも神功皇后の図像が使用されているものがみうけられる。

図3の引札「神功皇后凱旋之圖」(足袋卸商 尾州一宮中町 大野屋商店)は、弓を左手にもち、右手をかざして海の彼方を見やつしている神功皇后の胸には赤子の応神帝を抱いた武内宿禰が控えているというのである。この図像は、赤子の応神帝が描かれていることから、中世よりの八幡信仰を背景にした伝統的な図像であると考えられる。

図3



この神功皇后の脇に赤子の応神帝を抱いた武内宿禰が控えているという図像は、明治十二（一八七九）年に紀州の蠻通神社に奉納された絵馬や、日時は不明ながら淡島神社に奉納された絵馬（「紀州の絵馬」展図録）和歌山県立博物館 昭和五十三年）、明治二十六（一八九三）年に愛媛県丹原町の綾延神社に奉納された「押し絵馬」（図4 「愛媛・絵馬堂にようこそ」展図録）（愛媛県歴史文化博物館 平成十五年）。ちなみに、「押し絵とは厚紙で作った形を布で包み 中に綿を詰めて厚みをつけ、板などに貼り付けたものである」（同解説）等にもみられる庶民にもおなじみの様式であった。

矢島新氏によると絵馬とは、奈良時代には既にみられる文字通り板に馬を描いて生きた神馬の代わりに神に捧げたものであるが、中世末以降大型化し、馬以外のものも描かれて神社や寺院に奉納されたものであり、近世以降神々も多く描かれてくるが、その中でも神功皇后絵は中世以来の八幡縁起絵の伝統があり、その現存数も夥しいとされる。

それに対して、図5の引札は、「萬金物 度量衡器 時計 硝子 販売 石見大田柏戸町 美濃富十 同新道南ノ下角 美濃支店」が発行したもので、「神功皇后凱旋之圖」と題され、「明治卅五年七月十日印刷同年八月卅日發行印刷」とある。

ここには、武装して右手に槍を、左手に剣を持つて腰掛けた神

図4



図5



功皇后の右脇に武内宿禰が控えており、その背景には海が描かれ

沖から海岸に向けて帆を張った船が幾艘もならんでおり、水平線には太陽が三分の一程顔を出している。神功皇后も武内宿禰も左方向を見つめており、これはたぶん海の向こうの新羅をみはるかしているのであろう。

この図像において注目されるのは、赤子の応神帝が描かれていないことだ。一つの有力なパターンとして神功皇后の脇には赤子の応神帝を抱いた武内宿禰が控えているというものがあった。これは、八幡信仰により応神帝が主役であり、「古事記」・「日本書紀」においても、神は神功皇后ではなく、応神帝に新羅を与えるという託宣をしているのであるから（後述）、そこに応神帝が描かれることがこそが必然であつたといえる。

つまり、この図像において神功皇后は、新羅という外つ国征服を成し遂げた女性英雄として、八幡神である赤子の応神天皇とは無縁のところで造型されているのだとするべきだ。

さらに、村田月光先生畫「雑誌セウガク二年生新年附録 古今武勇双六」（セウガク二年生第一巻第十號附録 発行所 小学館 大正十五年一月一日發行 印刷所 株式會社 精美堂）という学年誌の附録には、各国の忠勇の人物として、ナポレオン、ジンギスカン、ハンニバル、關羽、ヤンヌ・ダルクが挙げられていて、我が国では、巴御前、仁田四郎、楠正行、加藤清正、橋中佐とならんでスサノヲと神功皇后が載せられている。スサノヲはお定まりのヤマタノヲチ退治の図像が掲げられ、「素戔鳴尊は 每年ひの川のほとりに出てきて 人を食ふ頭八つ 尾八つの 大蛇を たいぢ

しました」というキャプションが附せられている。

その中で神功皇后の図像は、彼女が松の木の脇に立ち、水平線上に浮かぶ四艘の帆掛け船を腕組みをして眺めており、その皇后と松の木の間のほんの小さな隙間に武内宿禰とおもわれる白髪の老人の顔が窮屈に描かれている（図6）。

このような描かれ方は、あきらかに神功皇后のみを描けばいい

図6



という態度であり、武内宿禰もここではただの添えものとしてあり、赤子の応神天皇に至っては描かれててもいいことに注意すべきであろう。

また、そのキャブションには、「神功皇后は女の身ながらいさましく三轉せばつにおでかけになりました」とあり、ここでの神功皇后は、「女の身ながら」と断つてることからもわかるように、彼女一人で新羅を征服した英雄と捉えられていることが明らかである。そこにはもう、赤子の応神帝は登場しないのである。

先述した、韓国併合に関する条約を載せる官報の絵葉書でも、図像として載せるのは神功皇后のみであり、そこには御子応神帝も武内宿禰も載せられていない。神功皇后は、近代以前の、八幡信仰における胎中天皇応神帝の母という存在（意義）から、ひとりだちした、新羅という外つ国征服を成し遂げた女性英雄として再びたちあらわれることになつたと考えるべきだろう。

以前の「古事記」・「日本書紀」の記述においては、つまり記・紀編纂者の意識としては、あくまで宝の国新羅は、神功皇后に授けられたのではなかつた。

「古事記」には、「凡此國者、坐汝命御腹之御子、所知國者也」とあり（「日本書紀」にも同様に、「唯今皇后始之有胎。其子有獲焉」とある）、これは、神は胎中にあつた子の応神帝に新羅を受けとの託宣であり、この場合神功皇后は、胎中帝応神の「いれもの」にすぎないように描かれているといえる。

いくら、神功皇后が、新羅を征討したとしても、あくまでその国は、はじめから胎中にある応神帝に帰すものとして予定されているのである。

そのことは、神功皇后が巫女の性格を附されて説話中に造形されていること、神の声を伝達するという機能を担つていることと関係があろう。神の意思を伝達するということとも、自身を「空」にして、神をもしくは神の声をよびこみ託宣するという、実体のない神の「いれもの」としての巫女の機能を所有することとからみあうものである。

よつて、新羅征討伝説が構想されたはじめにおいては、あくまでその主体は応神帝であり、あくまで神功皇后はそれを補助する、御子胎中天皇応神にそれを用意する役割を担わされているのであつた。

*まとめ

神功皇后は、古代の書物である「古事記」・「日本書紀」等に、夫仲哀天皇に代わつて、身重の体ながら新羅を征服した皇后として描かれていた。

その後、神功皇后の御子応神天皇が八幡神として祀り上げられていく過程で、神功皇后はその母としての強調がなされていく。それが、江戸期までの八幡信仰における御子神の母という、いわば脇役の側面、扱いから、近代に入り、征韓論からつづいて一九一〇年の韓国併合に至る、朝鮮半島を自国の領土にしようといふ近代政策の流れの中で、古代朝鮮半島を征服した英雄としての

側面が強調されて一躍主役の座に躍り出た、という状況がみられるのである。

- (1) 多田圭子「中世における神功皇后像の展開—縁起から【太平記】へ」—【國文日白】第三十一号 平成三年。
- (2) 潟水由美子「延慶本【平家物語】と【八幡愚童訓】」—【国語と国文学】平成十五年七月号。
- (3) 柳田國男「桂女由来記」—【定本 柳田國男集】第九卷 筑摩書房 昭和三十七年。
- (4) 森田恭二「中世桂女の存在形態と呪能」—【芸能史研究】一二七号 一九九七年。名取壇之助編「桂女資料」(東京大岡山書店昭和十三年)。江馬務「桂女の新研究」—【江馬務著作集】第六卷 中央公論社 昭和五十二年。
- (5) 「浮世絵花ざかり くらしを彩る江戸の華」展 たばこと塩の博物館 二〇〇五年一月二十二日～二月二十七日開催に展示。
- (6) (5) 展示解説。
- (7) 『復刻版 韓国併合史研究資料3 韓国併合顛末書 韓国併合の趣旨 韓國之併合と國史』龍溪書舎 一九九五年。
- (8) アン・ニシムラ・モース「日本の絵はがき芸術」—【ボストン美術館所蔵 ローダー・コレクション 美しき日本の絵はがき展】目録 日本経済新聞社 二〇〇四年。
- (9) 山田俊幸「芸術家たちの年賀状」—小池邦夫編「芸術家の年賀状」(二玄社 二〇〇四年)、生田誠編著「2005 日本絵葉書カ

タログ」(里文出版 二〇〇四年)、「ボストン美術館所蔵 口一

ダー・コレクション 美しき日本の絵はがき展」目録(日本経済新聞社 二〇〇四年)、「フィリップ・パロスコレクション 絵はがき

芸術の愉しみ展—忘れられた小さな絵」目録(朝日新聞社

一九九二年)など参照のこと。

(10) 石井研堂著「明治事物起原」第九編交通部(ちくま学芸文庫版第

五卷 一九九七年。初版刊行は明治四十一年。その後増訂版(大正十五年)、増補改訂版(昭和十九年)が出されている)。

(11) 向後恵里子「遅信省発行日露戦役紀念絵葉書—その実相と意義」—【美術史研究】第四十一冊 平成十五年。

(12) 『キヨソーネと近世日本画展』図録 每日新聞社 一九九〇年。

(13) 熊倉一紗「正月用引札の諸相—「新春」の図像学」—【浮世絵芸術】百四十九号 平成十七年。

(14) 矢島忠新「浮世絵師たちの神仏—近世の神の表現を中心にして」—【浮世絵師たちの神仏—錦絵と大絵馬に見る江戸の庶民信仰】図録 渋谷区立松濤美術館 一九九九年。

* 該論中の絵葉書・札等において特にことわりのないものは論者所蔵のものである。

〔附記〕 図2は毎日新聞社、図4は愛媛県歴史文化博物館に資料掲載許可を頂いた。記して謝する次第である。